

## 食に関する検討委員会について

### 1 目的

- (1) 児童・生徒が自分自身の健康管理をする力が身に付けられるようにする。
- (2) 給食指導の充実を図り，児童・生徒の健康増進や食に対する意識を高める。
- (3) 食物アレルギーに対する正しい理解を身に付け，食物アレルギーの有無にかかわらず，一人一人の違いが認め合える児童・生徒を育成する。
- (4) 学校における食物アレルギー対応の課題や事案等について，学校の実態を踏まえた各職の立場から意見交換し，より適切な対応の在り方を構築していく。

### 2 研究方法

- (1) 1の(1)，(2)の目的を果たすために，具体的な指導内容を委員会内で検討・協議し，資料等を作成する。  
その資料等を市内公立小学校に啓発していく。
- (2) 学校における食物アレルギー対応の点検，検証を行い，より適切な対応を構築していく。

### 3 委員会構成

#### (1) 委員

- ア 中学校校長 ※委員会委員長とする。
  - イ 小学校校長 ※委員会副委員長とする。
  - ウ 中学校 養護教諭
  - エ 中学校 栄養士
  - オ 小学校 養護教諭
  - カ 小学校 栄養士
  - キ 学務課 管理職
  - ク 指導室統括指導主事
- 合計 12名

(2) 委員会事務局：指導室担当指導主事，学務課保健給食係

(3) アドバイザー：食物アレルギー専門医師，管理栄養士 ※必要に応じて委員長の依頼で招聘する。

### 4 年間活動計画

食に関する指導及び食物アレルギー対応の検討・協議

### 5 留意事項

- (1) 指導室事業検討委員会や学校保健事務連絡会幹事会，栄養士役員会等において，事業内容について説明し，意見等を踏まえるようにする。
- (2) 3月中に，食育指導や給食指導等について，学校保健事務連絡会や栄養士会で意見等を把握する。

<参考> これまでの委員会構成（平成26年度～平成30年度）

#### (1) 委員

- ア 小学校校長 ※委員会委員長とする。
- イ 小学校副校長 ※委員会副委員長とする。
- ウ 小学校学級担任
- エ 小学校 養護教諭
- オ 小学校 栄養士
- カ 学務課長
- キ 指導室統括指導主事

(2) 委員会事務局：指導室担当指導主事，学務課給食担当

(3) アドバイザー：食物アレルギー専門医師，管理栄養士